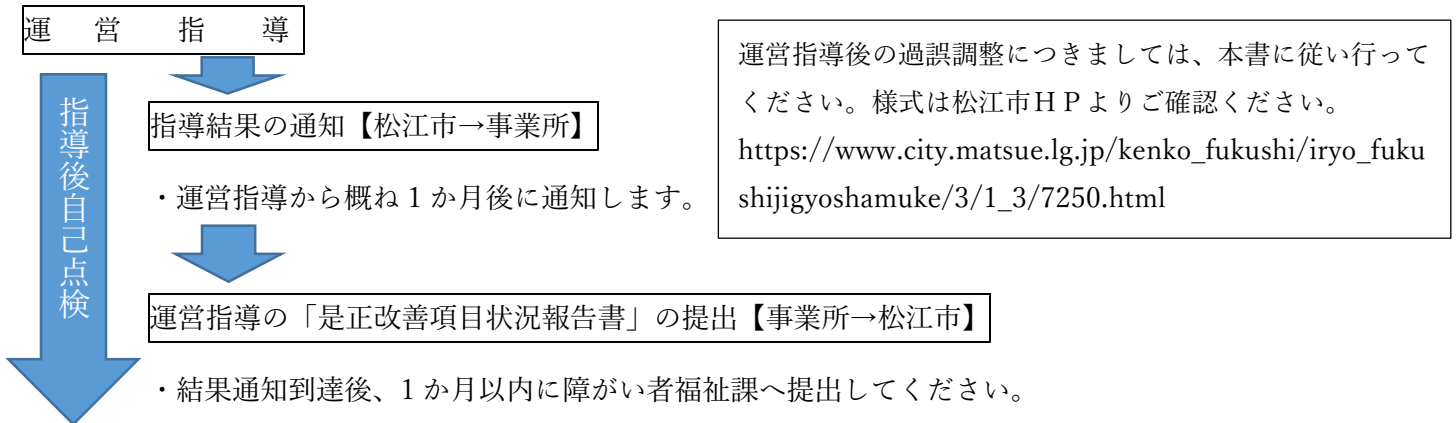


～運営指導後の返還手続き等について～



過誤調整・給付費返還

・自己点検を行い、給付費の返還が生じる場合は、以下の流れで返還手続きを行ってください。

(1) 過誤調整額報告書とその根拠資料を提出する。【事業者→松江市】

① 過誤調整額報告書（様式1）

・処遇改善加算を算定している事業所は、処遇改善加算についての過誤調整も発生します。

② 過誤調整額報告書の根拠となる給付費等明細書

・過誤前の明細書と過誤後の明細書を提出、
又は過誤前の明細書に赤字見え消しで過誤後の額を書いたものを提出してください。

(2) 松江市より郵送された過誤調整額確定通知を受け取る。【松江市→事業者】

・「過誤申立」と「国保連への再請求」については、松江市の確定通知が届くまで行わないでください。
※松江市以外の市町村に返還がある場合は、松江市から他市町村に情報提供を行います。

(3) 過誤調整額確定通知が届いたら、過誤申立依頼書を提出する。【事業者→松江市】

③ 障がい福祉サービス等費過誤申立依頼書

・対象市町村に対し、同月過誤で処理してください。
・運営指導による返還の場合は、申立事由コードの下2桁は「99」を記入してください。
・松江市以外への過誤については、支給決定先の市町村へお問い合わせください。

(4) 国保連へ再請求をする。【事業者】

・国保連からの振込みを確認し、正しい額で過誤と再請求が行われているか確認してください。

(5) 自主点検による返還完了報告書とその根拠資料を提出する。【事業者→松江市】

④ 自主点検による返還完了報告書と⑤ 根拠資料

・⑤ 根拠資料・・・国保連から送付される過誤決定通知書、支払決定額通知書、支払決定額内訳書の写し。

また、利用者負担分の返還がある場合は、返還が確認できる書類の写しをご提出ください。

お問い合わせ

松江市 障がい者福祉課 事業所管理係

TEL (0852) - 55 - 5946